社会福祉法人　隆愛会
報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人隆愛会（以下、「法人」という）の役員および評議員の報酬等について必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この規程で役員とは、法人の理事および監事をいう。

（理事会および評議員会への出席報酬）

第３条　役員が理事会に出席した時および評議員が評議員会に出席した時は、別表１により報酬を支払うことができる。

（理事等の報酬）

第４条　理事長の報酬は、別表２により支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。

２　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表２により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

３　評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表２により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

（理事長の職務）

第５条　理事長の職務は法令・定款等で理事長の業務として定められたものを行う。

２　理事長が医師である場合は、各事業所での回診および救急対応も併せて行う。

（監事の報酬）

第６条　監事が法人および事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

２　交通費の実費が、実費弁償費を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第７条　役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬および旅費を支給することができる。

（理事長が出席を求めた者への報酬）

第８条　理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会および法人主催の会に出席した時は、別表４により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

（改　正）

第９条　この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する

社会福祉法人　隆愛会
報酬規程

別表１（第３条関係）

名　　称	報　　酬
理事会出席報酬等	日額　10,000 円
評議員会出席報酬等	日額　10,000 円

別表２（第４条および第６条関係）

名　　称	報　　酬	交通費	実費弁償費
理事長報酬等	月額　100,000 円 理事報酬　　100,000 円 医師報酬　　円	-	-
理事および評議員業務報酬等	日額　10,000 円	実費相当	実費相当
監事報酬等	日額　10,000 円	実費相当	実費相当

別表３（第７条関係）

名　　称	宿泊費	報　　酬	交通費
報酬及び旅費	日額　15,000 円	日額　10,000 円	実費相当

別表４（第８条関係）

名　　称	報　　酬
報酬及び実費弁償費	日額　10,000 円

附則

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する

令和１年６月 18 日改定

令和３年 12 月２日改定